

## 千代田区 分譲マンションの耐震化促進モデル事業助成のご案内

令和7年4月時点

区では、区民の生活の基盤であるマンションの耐震改修工事に係る費用を助成し、かつモデル事業としてマンション耐震化促進のための課題解決等の知見を収集し、これらを区の耐震化施策に活用することにより、区民の不安を解消するとともに、地震時における建築物の安全性の向上を図り、安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指して取り組んでいます。

### 対象となる建築物

千代田区内に存する分譲マンションで、次の各号に該当する建築物が対象です。

詳しくは窓口でご相談ください。

- (1) 木造以外の建築物
- (2) 建築物の過半の用途が共同住宅である建築物
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物
- (4) 原則として、建築基準法に適合している建築物

## 耐震化促進モデル事業

令和7年度から令和9年度までの3年間に限り助成率と助成限度額を引き上げます。

| 助成率                        | 助成限度額     |
|----------------------------|-----------|
| 9/10<br>(5,000㎡超の部分は17/30) | 2億5,099万円 |

※耐震改修に要する費用は、50,200円/㎡（工事監理費含む）を上限とします。

実際に耐震改修を行う分譲マンションだけでなく、これから耐震化を行おうとする分譲マンション管理組合の意思形成の支援を目的としており、下表左欄の項目について、右欄の要件を満たす事業をモデル事業の対象とします。

### 【取り組み内容（抜粋）】

| モデル事業の項目                  | モデル事業の主な要件                                                            |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 適切な工事の履行確保に関する事項          | 工事監理者を配置すること                                                          |
| 施工者と区の技術力向上に関する事項         | 主要工程において監理者検査・区の検査を実施すること                                             |
| モデル事業における改修事例の公表・共有に関する事項 | モデル事業の内容・費用・成果等について、区又は区が指定する機関が公表し、広く区民に共有することについて承諾すること             |
| 管理組合・区分所有者の意思形成支援に関する事項   | 理事会等における工事中の中間検査や、区分所有者等による見学会等を行うこと                                  |
| 耐震改修工事現場の魅力向上に関する事項       | 工事現場におけるDXによる効率や働き方改革について、複数の取り組みを行うこと                                |
| 計画及び報告に関する事項              | 上記に掲げる各項目その他マンションの耐震化促進に知見が得られる取り組みについて、モデル事業実施計画書及びモデル事業実施報告書を提出すること |

## 緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路  
(右図参照)

詳細は、東京都耐震ポータルサイト

(<http://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)

で確認してください。

- 特定緊急輸送道路  
(第1次等)
- 特定緊急輸送道路  
(首都高速)
- その他の緊急輸送道路  
(第2次・第3次)



## 【ご注意ください】

※各事業の契約は、必ず交付決定後（着手年度の事業費が0円の場合は事業計画承認後）に行ってください。

※助成対象費用には、消費税を含みません。

※助成金額は、千円未満を切り捨てて算出します。

※申請には、三者の見積りが必要です（工事監理は一者でも可）。

※耐震改修助成は、第三者機関の評定を受けた計画を対象とします。

※モデル事業においては、賃貸マンション及び分譲マンションであっても除却、建替えは助成対象になりません。

※当該年度の完了実績報告書は1月31日までに提出してください。

※モデル事業においては、Is値が0.3相当を下回る場合、及び特殊工法による場合の単価上限の割り増しはありません。

※申請の際は、要綱をご確認のうえ、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

※各申請に必要な添付書類は要綱に記載していますので、ご確認ください。

※緊急輸送道路沿道・特定緊急輸送道路沿道のマンションの工事中には、耐震工事中である旨の「東京都耐震マーク」の掲示が必要です。詳細は東京都耐震マーク事務局（03-5989-1493）までお問い合わせください。

※モデル事業は毎年度の件数を限定して実施します。募集件数は毎年度当初に区ホームページにて公表しますが、予算額に達する場合は年度途中でなくても締め切る場合があります。

## ＜問合せ先＞

千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4313（直通）

メール kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp